

伊丹市選挙人名簿抄本の閲覧に関する事務取扱要綱

(令和5年伊選管要綱第1号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第28条の2から第28条の4まで（これらの規定を法第30条の12において準用する場合を含む。）に規定する選挙人名簿及び在外選挙人名簿（以下「選挙人名簿」という。）の抄本の閲覧（以下「閲覧」という。）に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の申出)

第2条 閲覧の申出をする者（以下「申出者」という。）は、次の各号に掲げる閲覧の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 法第28条の2第1項に規定する特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を目的とした閲覧 「選挙人名簿抄本閲覧申出書（登録の確認）」（様式第1号）
- (2) 法第28条の2第1項に規定する政治活動（選挙運動を含む。以下同じ。）を目的とした閲覧 「選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）」（様式第2号）
- (3) 法第28条の3第1項に規定する政治又は選挙に関する調査研究を目的とした閲覧 「選挙人名簿抄本閲覧申出書（調査研究）」（様式第3号）

2 申出者が公職の候補者となろうとする者（公職にあるものを除く。）である場合、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。）第3条の2第2項第1号に規定する資料として、次に掲げるいずれかのものを提出しなければならない。

- (1) 団体による候補者選考会又は推薦会における推薦決定を示すもの
- (2) 政党その他政治団体（以下「政党等」という。）による公認決定を示すもの
- (3) 公職の候補者となろうとしていることを示すもの
- (4) その他、委員会が適当と認めるもの

3 申出者が政党等である場合は、規則第3条の2第2項第2号ロに規定する資料として、次に掲げるいずれかのものを提出しなければならない。

(1) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条の規定による収支報告書の写し

(2) 政治資金規正法第9条の規定による会計帳簿の写し

(3) その他委員会が適当と認めるもの

4 申出者が法第28条の3第1項に規定する政治又は選挙に関する調査研究を目的として閲覧する場合は、規則第3条の3第2項に規定する資料として、次に掲げるいずれかのものを提出しなければならない。

(1) 調査企画書（調査の目的、方法、対象、項目及び調査開始から調査結果報告書（公表）に至るまでのスケジュールが示されたもの等）

(2) その他委員会が適当と認めるもの

5 在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出者における第1項各号に掲げる各閲覧申出書の様式は、委員長が別に定める。

（申出者に対する閲覧）

第3条 委員会は、前条各号に掲げる申出書その他閲覧の申出に必要な書類のすべてが提出されたことを確認したときは、当該申出者に閲覧させるものとする。

（閲覧の一部拒否等）

第4条 委員会は、法第28条の2第3項及び第28条の3第3項に規定するもののほか、次に掲げる事由があるときは、閲覧日、人数、時間の制限又は拒否等の必要な措置を講ずることができるものとする。

(1) ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の加害者が判明しており、当該加害者から支援対象者についての閲覧の申出があるとき。

(2) その他委員会が相当な理由があると認めるとき。

（閲覧の方法）

第5条 閲覧者は、閲覧に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 閲覧は、委員会事務局職員の立会いのもとで、委員会が指定した時間及び場所において行うこと。

(2) 選挙人名簿の抄本の破損、汚損又は加筆をしないこと。

(3) カメラ及びカメラ付き携帯電話その他の機器による複写及び撮影をしてはならないこと。

(4) その他委員会の指示に従うこと。

(閲覧事項の確認)

第6条 委員会は、閲覧者が閲覧した事項が、申出書に記載された閲覧対象者の範囲内であることを確認するものとする。

(閲覧の中止)

第7条 委員会は、閲覧者がこの要綱の定め違反し、又は委員会の指示に従わない場合には、直ちに閲覧を中止させることができる。

(閲覧状況の公表の時期)

第8条 法第28条の4第7項に規定する選挙人名簿の抄本の閲覧の状況の公表については、毎年6月末日までに行うものとする。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。